

議 事 録

会議名	令和2年 第1回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年1月27日(月)午後4時00分から	開催形態	公開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長：8番 磯川 浩 委員：1番 金子隆夫 2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 南部地区 小島新弥 合計10名		
欠席委員	中部地区 相原善久		
農業委員会事務局	事務局長：勝又あおい 主幹：角田直幸 主査：広田智之 主任主事：小宮正道		
傍聴人			
議 事	日程 第1 農地造成工事施工承認願について 日程 第2 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について 日程 第3 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について 日程 第4 寒川町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について		
会議の概要	<p>会 長：ただ今から、令和2年第1回定例総会を開会いたします。 農業委員出席委員は8名中8名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。 本日の議事録署名人に、7番と8番を指名します。</p> <p>会 長：それでは、総会次第の日程により議事を進めさせていただきます。 初めに、日程第1農地造成工事施工承認願について、議案番号1号を上程いたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。</p> <p>事務局：(議案番号1号を朗読) (説明)本案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農用地区域内にあります農地で現況は畑です。所有者は、畑の水はけが悪く耕運機で畑を耕すのが困難なため盛土をして、じゃがいも、ねぎ、大根を耕作することを希望しています。当該地東側西側の農地所有者から同意書が提出されています。</p> <p>会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。</p> <p>7 番：先日現地調査に行ってきました。現況は田で、畑の方が活用できると思われます。隣地承諾書も出ているので問題ありません。</p> <p>会 長：ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>8 番：議案書に畑と記載してありますが、どちらでしょうか。</p> <p>事務局：現地は田か畑かどちらか判断できないような地形で、登記地目は畑のため議案書には畑としております。</p> <p>会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手) 事務局長：総員挙手 会 長：では総員挙手ですので、議案番号1号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。</p>		

続いて、議案番号2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：（議案番号2号を朗読）

（説明）本案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農用地区域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、小松菜、ほうれん草等を耕作することを希望しています。当該地東側と西側の農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日現地調査に行ってきました。現地は議案1号の隣で続きで農地造成していくものです。隣地承諾書も提出されていますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

（委員より意見、質問なし）

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号2は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号3号を上程いたします。本案件について、2番が関係人になっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入席、着席していただきます。

（2番 退席 退出）

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局：（議案番号3号を朗読）

（説明）本案件は、位置図にありますとおり宮山地区の農用地区域内にあります農地で現況は田です。所有者は、田を盛土して畑として使用、さといも、大根、さつまいも等を耕作することを希望しています。当該地東側・北側の農地所有者から同意書が提出されています。

会 長：続いて、地区担当農業委員の7番から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

7 番：先日現地調査に行ってきました。現地は畑に囲まれていて田として作りにくい状況でした。畑として活用することも良いと思いますし、隣地承諾書も提出されていますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

8 番：去年は作っていましたか？

事務局：作っていたと思われます。

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号3号は原案のとおり許可証を交付することに決定いたします。

（2番入室 入席）

続いて、日程第2、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について、議案番号4号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号4号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の5番と事務局で12筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の5番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5 番：先日現地調査を行いました。12筆全て農地として管理してありますので問題ありません。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号4号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

続いて、議案番号5号を上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局：(議案番号5号を朗読)

(説明) 当案件につきましては、所有者立ち会いのもと、地区担当農業委員の4番と事務局で4筆の利用状況確認を行いました。すべて耕作されており、管理されておりました。

会 長：続いて、地区担当農業委員の4番から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

4 番：先日相続人立ち会いのもと現地調査を実施しました。場所は小動土地改良区4筆で、いずれの水田も家族総出で耕作しています。農地として利用していますので問題ないと思います。

会 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長：総員挙手

会 長：では総員挙手ですので、議案番号5号は原案のとおり、利用状況確認書を税務署へ送付することに決定いたします。

次に日程第3、農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について、報告番号1号から3号の3件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局：農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出については、議案書のとおり3件、それぞれ届出がありました。

いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長：ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長：よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項については了承されたことといたします。

続いて日程第4寒川町農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、議案番号6号を上程します。事務局より議案の説明をお願いします。

	<p>事務局：まず経緯について説明させていただきます。令和元年10月に2市町において、農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕されました。一連の不祥事は、農業委員会及び農地制度に対する国民の信頼を大きく傷つけるものであったため、令和元年11月28日に開催されました令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことになりました。これを受けて神奈川県農業会議会長より県内農業委員会会長宛てに農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施の依頼がありましたので議案6号として上程している次第です。続いて、申し合わせ決議の内容を読み上げさせていただきますので、議案第6号をご覧ください。</p> <p>(議案第6号朗読)</p> <p>会長：事務局より説明が終わりました。このような経緯で、綱紀粛正の徹底ということで法令遵守の申し合わせ決議を上程させていただきました。これより質疑をお受けいたします。発言のある方は挙手願います。</p> <p>北部地区農地利用最適化推進委員：一連の不祥事について、もう少し詳しく教えてください。</p> <p>事務局：昨年10月に別府市農業委員会会長外が収賄と農地転用に便宜を図った容疑で逮捕されたことと奈良県安堵町農業委員会会長が農地法違反で逮捕されたことです。</p> <p>会長：よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>事務局長：総員挙手</p> <p>会長：では総員挙手ですので、議案番号6号は原案のとおり、議事録に残すことにいたします。</p> <p>最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>会長：では、以上をもって、令和2年第1回寒川町農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
資 料	1. 令和2年第1回定例総会議案及び位置図

議事録署名人 三留 豊正

議事録署名人 磯川 浩

本議事録は、令和2年2月25日、承認・署名を得て確定しました。